

消費者行政かわら版

～「平成」から「令和」への節目をトラブルなしに迎えましょう～

それは本当に必要なことなのか、直ちに決めなければいけないのか、落ち着いて考えましょう。

様々な悪質商法、詐欺などに気を付けましょう。

- ★ 改元に便乗し、実在する団体をかたって取引銀行、暗証番号などの情報を提供させようとする事例、天皇陛下の退位に関連する商品を売りつけようとする事例などが見受けられます。
- ★ オレオレ詐欺等の犯行の前に、親族等を装った電話を架け、資産状況などを聞き出そうとする場合があります（いわゆるアポ電）。電話で資産状況や家族構成等を話さないようにしましょう。
- ★ 公的機関をかたるハガキによるもの、実在する事業者をかたるメールによるものなど、架空請求に関連する消費生活相談が多数寄せられています。

新たな技術・仕組みの活用は慎重に。

- ★ 暗号資産（仮想通貨）の話題性に便乗した悪質な勧誘が見受けられます。大手証券会社をかたって購入を勧めるような事例も見受けられます。
- ★ オンラインプラットフォームを利用した個人間の取引の際は、利用規約等を丁寧に確認しましょう。また、プラットフォームを利用する出品者は、「個人」であっても、「消費者」として取り扱われるとは限りません。

※ プラットフォーム：インターネット上のショッピングモール、マッチングサイトなどをいいます。

メリットのみを強調する説明には気を付けましょう。

- ★ 若い世代の方々に、マンションへの投資を勧誘する事例が増加しています。契約をするつもりがなければ、きっぱりと断ることも大切です。「絶対にもうかる」話というのはありません。

おかしいと思ったら。。。
心配なことがある場合は。。。

- 一人で悩まず、消費者ホットライン 188（局番なしの3桁番号）等の関係機関にご相談ください。

作成取りまとめ：消費者庁消費者政策課（電話：03-3507-8800(代表) FAX:03-3507-7557)

【平成31年4月作成】



消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

